平成２４年（再ロ）第１０００９号

神奈川県川崎市川崎区東門前１－３－１－505

再生債務者　横山　昭浩

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年６月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１０００６号

茨城県水戸市元吉田町1378番地の４

再生債務者　坪井　　訓

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月５日　　水戸地方裁判所

平成２４年（再ロ）第１０００２号

東京都足立区足立３―13―11―1106

再生債務者　伊東　正人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１７号

大阪府高槻市塚原４丁目46番１―601号

再生債務者　福元　　猛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第３号

石川県能美市大浜町ク58番地30

再生債務者　中川　　智

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月６日　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再ロ）第６号

兵庫県西宮市松並町７番１号　ＪＲ西日本甲子園口寮

再生債務者　羽川　達也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月６日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第７号

兵庫県尼崎市南七松町２丁目４番８号

再生債務者　長堂　昌盛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年７月６日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２３年（再ロ）第８号

和歌山市南出島32番地の13

再生債務者　宇須健太郎

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成24年７月６日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年７月 17 日　　広島県教育委員会

1　免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　小学校教諭二種免許状、平18小２第６号、平成18年６月15日、広島県教育委員会

⑵　小学校教諭一種免許状、平19小１第５号、平成19年５月15日、広島県教育委員会

⑶　中学校教諭一種免許状、平15中１第258号、平成16年３月20日、広島県教育委員会

⑷　高等学校教諭一種免許状、平15高１第336号、平成16年３月20日、広島県教育委員会

⑸　高等学校教諭一種免許状、平16高１第78号、平成16年10月29日、広島県教育委員会

2　氏名及び本籍地

松田　宜明　広島県

3　失効年月日　平成24年６月28日

4　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

平成二十四年七月十三日開催の甲および乙の臨時株主総会において、左記会社は、平成二十四年十月一日を合併期日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、両社の最終の貸借対照表は、次のとおり公告しております。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載頁　一二〇貢（号外第一四四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月二日

掲載頁　一三四貢（号外第一四四号）

平成二十四年七月十七日

東京都港区港南二丁目九番八号

（甲）三菱ＵＦＪトラスト・システム株式会社

取締役社長　大谷　敦彦

東京都港区港南二丁目九番八号

（乙）エムアンドティー・インフォメーション・テクノロジー株式会社

取締役社長　本郷　穣

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の研究開発薬事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月六日

掲載頁　五十九貢（号外第八十一号）

平成二十四年七月十七日

東京都港区三田三丁目五番二七号

（甲）アッヴィ合同会社

代表社員　アボット・ジャパン株式会社

職務執行者　ゲリー・エム・ワイナー

東京都港区三田三丁目五番二七号

（乙）アボット・ジャパン株式会社

代表取締役　池田　勲夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＣＳデジタル放送事業に関する権利義務の一部を承継しました。

乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年九月二十八日であり、甲は会社法第七八四条第三項、乙は会社法第七九九条第三項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行うことを決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　産経新聞

掲載の日付　平成二十四年七月三日

掲載頁　二十三貢

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月六日

掲載頁　一〇七貢（号外第一四八号）

平成二十四年七月十七日

東京都港区台場二丁目四番八号

（甲）株式会社サテライト・サービス

代表取締役　佐藤　信彦

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

（乙）株式会社スカパー・エンターテイメント

代表取締役　田中　晃

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月十七日

東京都港区海岸一丁目二番三号

合同会社日本新エネルギー開発

代表社員　牧野　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年七月十七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

合同会社石かわ和

代表社員　石川　隆司